

南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与等に関する条例

平成11年7月19日 条例第9号

(報酬)

第1条 議会議員等の受ける給与は報酬とし、別表に掲げるとおりとする。

(報酬の支給)

第2条 報酬は9月と翌年の3月にそれぞれ年額の2分の1相当額を支給する。ただし、中途において新任し又は退職し若しくは死亡したときは、在職日数に応じて日割計算により支給する。

(職員の給与)

第3条 南部箕蚊屋広域連合職員定数条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第5号）に定める職員のうち「派遣職員の取り扱いに関する協定書」に係る職員の給与等については、当該協定による。  
2 その他の職員については、南部町職員の給与に関する条例（平成16年南部町条例第47号）を準用する。

(旅費及び費用弁償)

第4条 議会議員等及び職員が公務のため旅行するときは旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費については、これらに関する南部町の次の条例を準用する。

- (1) 南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）
- (2) 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年南部町条例第41号）
- (3) 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年南部町条例第44号）
- (4) 南部町職員等の旅費に関する条例（平成16年南部町条例第50号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第6号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年6月6日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第7号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

区 分		報 酬 の 額	
議 会 の 議 員	議 長	年 額	20,000 円
	副 議 長	年 額	18,000 円
	議 員	年 額	18,000 円
広 域 連 合 長		年 額	20,000 円
副 広 域 連 合 長		年 額	18,000 円
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された委員	日 額	11,000 円
	議会の議員のうちから選任された委員	日 額	8,600 円
選 挙 管 理 委 員	委 員 長	日 額	5,600 円
	委 員	日 額	5,400 円